



「ストップ・ザ・無縁社会」 絆つなげる 明日へつながる^{③③} 地域の福祉をつくる 社会福祉法人

地域社会の変容により、社会福祉の領域が従来の福祉課題から生活課題の領域に広がっている。地域のつながりが希薄化し、社会的孤立などの生活課題が表面化する中で、社会福祉法人が多様な主体と連携して、地域福祉の一翼を担うことが期待されている。県内でも、社会福祉法人による市区町域でのネットワークづくりが進められつつある。

今回の特集では、新たな地域福祉の推進に向けたこれからの社会福祉法人の役割を考える。



地域社会の変容と 地域福祉の新たな展開

「無縁社会」の広がり 生活福祉課題の深刻化

人口減少社会を迎え、単身世帯や高齢単身世帯の増加や厳しい経済・雇用情勢を背景として、地域社会では「地縁」「血縁」などのつながりの希薄化が進み、「無縁社会」と呼ばれる社会状況が広がっている。

一方で、過疎化の進展や公共交通の縮小などにより、従来の福祉課題だけでなく、地域の高齢者や障害者の買い物や通院への支援などが新たな生活課題としてクローズアップされている。このような生活福祉課題が深刻化・複雑化する中で、新たなセーフティネットづくりや、まちづくり活動などと連携した新たな地域福祉の推進方策が求められている。

社会福祉法人による 地域公益活動への期待

現在の社会福祉制度は、その多くが社会福祉法人の先達の優れた

実践から生まれてきた。戦災復興や制度が未整備の時代に、先駆的・開拓的に地域の福祉課題にアプローチし、地域の安心・安全を支えてきた社会福祉法人は、昭和26年、「社会福祉事業法」により初めて法的に位置付けられた。その後、制度や施設整備が進められ、公的補助も充実する一方、社会福祉法人は公的な規制や監督を受けつつ、主として措置事業を担う法人として運営されてきた。

しかし、2000年の「社会福祉基礎構造改革」を契機に、介護保険制度が導入されるなど、従来の措置制度から契約制度に切り替わる中で、社会福祉法人以外の事業者も社会福祉事業に参入し、社会情勢の変化も相まって、社会福祉法人の相対的な位置付けも変化しつつある。

現在進められている社会福祉法人制度改革では、社会福祉法人は法律に定められた社会福祉事業を実施するだけでなく、持てる資源を生かして、地域福祉を進める拠点として、既存の制度の対象とならない課題にも対応していくことが期待されている。

携した設立支援事業や啓発セミナーに取り組んでいる。

地域福祉推進会議 委員長 谷村誠

(社会福祉法人みかり会 理事長)

社会福祉法人の今日的な使命は、社会福祉事業の主たる担い手として本業をしっかりとやりながら、地域の生活福祉課題に対しても目を向けて、その専門性を地域に還元することだと思います。

地域の福祉ニーズに対して漏れない対応を心掛け、住民の地域生活支援を行っていくことが、公益法人としての役割を果たすこととなります。そのためには、単体の社会福祉法人だけで対応するのではなく、種別を越えた横のつながりをつくることです。

私は、このたびの法改正でむしろ、国民の皆さんに正しく社会福祉法人を理解してもらうチャンスをお待ちしています。私も、この仕事を通じて、子ども、お年寄り、ご家族、地域の方々との多様な関わりの中で成長させていきたいと思います。これからも、「一人」「社会」にお返しできれば、と考えています。



地域公益活動の取り組み (神戸市垂水区)

市区町域での社会福祉法人の ネットワークづくり

現在国が進めている高齢者・障害者施策や子育て支援施策、セーフティネット関連施策では、いずれにおいても市区町域や生活圏域ごとに「協議会」を設置し、ニーズに応じた支援やサービスづくりを進めていく方向が示されている。

一方、地域では、社会福祉法人以外にもNPO法人、大学・学校、株式会社、民生委員・児童委員等、多様な主体による活動が展開されており、すでに多様なネットワークが存在している。

特に、「地域公益活動」(地域における公益的な取り組み)は、社会福祉法人の責務として明文化されることとなった。

兵庫県では、阪神・淡路大震災でも、被災地の社会福祉施設に入居していた被災高齢者等を被災地外の社会福祉法人が受け入れ、施設間の連携による広域的な対応を行った例がある。

従来の福祉の枠を超えたさまざまな主体が地域福祉に参画する中で、社会福祉法人はその果たしてきた実績を生かしつつ、地域住民の暮らしの質を高め、尊厳が重んじられる地域づくりに向けて、役割を担うことが期待されている。

兵庫県内における 社会福祉法人の取り組み

経営協による 「地域公益活動」の検討

このような情勢の中で、兵庫県社会福祉法人経営者協議会(県経営協)では、平成17年度から社会福祉法人の社会貢献について検討を始

- 地域住民に対して、社会福祉法人の持つ「相談」機能が、十分発揮されているとはいえない。
- 社会福祉法人には、複合的、または制度の狭間の生活課題(ニーズ)の解決が求められている。
- 住民に身近な市区町域において、課題解決のネットワークの構築が求められている。
- 市町村協や行政の関与を促し、地域の公の課題として解決する必要がある。

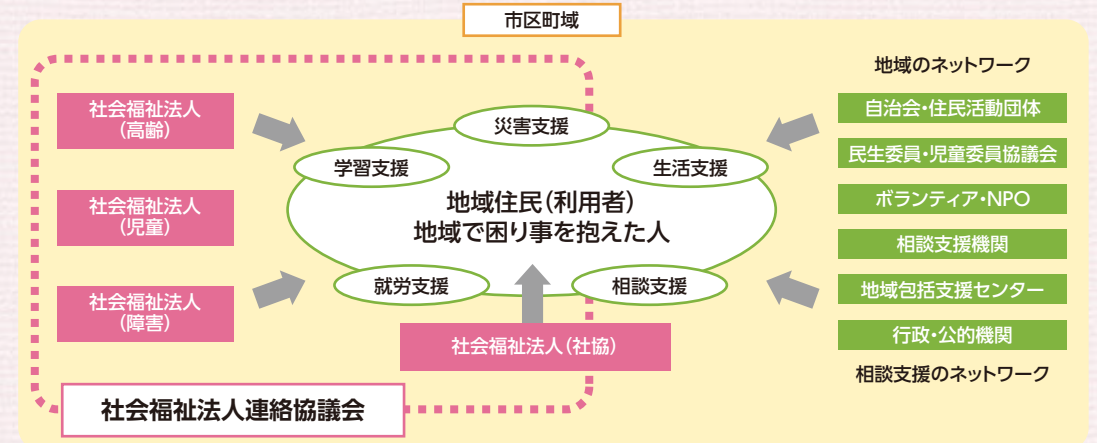
これを受けて、平成26年度からは、地域住民の生活相談を受ける窓口づくりと、市区町域での「社会福祉法人連絡協議会」の組織化を並行して進めていくこととし、県社協と連



今後は、複数の社会福祉法人が施設種別を超えて連携するとともに、より住民に身近な地域において、社協をはじめ関係機関・団体等とネットワークを形成して、地域のニーズ

に対応できる体制を構築することが求められる。
特に、社会福祉施設が単独で取り組むのではなく、市区町村協や他の社会福祉法人と協働してネットワー

■図表1 社会福祉法人連絡協議会のイメージ



広がる!「社会福祉法人連絡協議会」(平成28年3月現在)

- 南あわじ市：平成26年9月12日設立(9法人参画)
- 神戸市垂水区：平成27年3月17日設立(21法人参画)
- 丹波市：平成27年9月2日設立(17法人参画)
- 佐用町：平成27年11月27日設立(10法人参画)
- 篠山市：平成28年2月1日(10法人参画)
- 神戸市東灘区：平成28年3月11日(予定)
- 神戸市西区：平成28年3月14日(予定)
- 神戸市兵庫区：平成28年3月14日(予定)

※その他にも、類似のネットワークが既にある市町や設立準備中の市町も多数ある。



フを形成し、地域の福祉拠点として、持てる資源や特性・専門性を生かした「地域公益活動」を率先してつくっていくことが望まれる。
このため経営協では、地域から信頼される社会福祉法人を目指し、社会福祉法人の地域公益活動の拡大に向けて、市区町村協が参画した「社会福祉法人連絡協議会(ほっとかへんネット)」の全体的な普及・促進を図る取り組みを進めている。平成27年度末までに、8市区町での設置が予定されており、平成29年度までには全ての市区町での設立を目指していく(図表1・2参照)。

■図表2 「社会福祉法人連絡協議会」を設立する意義(地域福祉推進会議)

- 地域の方々や活動団体などとの「顔の見える関係」ができる。
- 他の社会福祉施設や公的機関などとのネットワークが広がる。
- 地域で困り事を抱えている人・世帯を適切なサポートにつなげられる。
- 安心・安全な「地域づくり」に貢献でき、社会福祉法人のPRにつながる。など

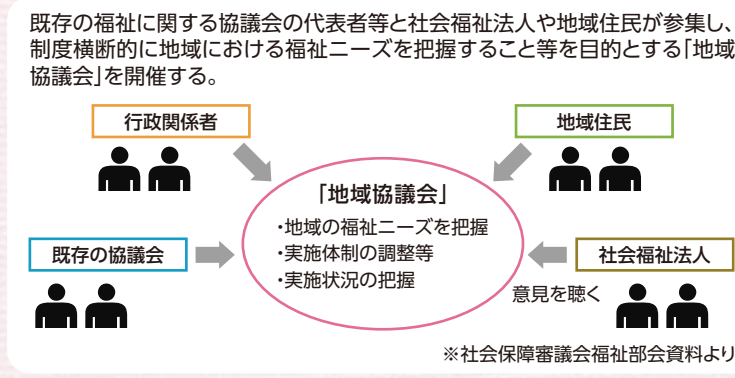
トピックス
兵庫県が進めるモデル事業「地域サポート型特養」
兵庫県が平成25年度から進めている「地域サポート型特養」認定事業も、兵庫県における特徴的な地域公益活動の一つといえる。
この事業は、特別養護老人ホームの拠点機能や専門スタッフ、相談体制などのソフト面を生かし、生活支援員等を配置して、24時間体制で地域見守り活動に取り組む県のモデル事業である。
認定された特養は、地域の高齢者福祉の拠点として、施設の入居者だけでなく、地域で暮らす高齢者が、できるだけ長く在宅で安心して暮らすことができるよう見守り支援を行うという、地域包括ケアの仕組みづくりを進めるものだ。
認定された法人には、初年度設備費および賃金の一部助成(3年間)があり、現在44施設が認定されているが、社会福祉法人としての専門性を生かした地域づくりの活動として注目されている。

地域の福祉をつくる社会福祉法人

「地域公益活動」を全体的に進めるために

今回の制度改革では、「地域公益活動」が社会福祉法人の責務として規定されるが、法整備を待つまでもなく、社会福祉法人が本来果たすべき使命といえる。
しかしながら、地域で増大・多様

■図表3 「地域協議会」のイメージ



化する生活・福祉ニーズに 대응するために整備すべき課題も多い。
まずは、地域の実情に応じたニーズ発見の仕組みづくりだ。
社会保障審議会福祉部会では、自治体を中心となり、制度横断的に地域の生活・福祉ニーズを把握する「地域協議会」を設置することを提言しているが(図表3参照)、地域の既存の協議会が多くある中で、上屋を重ねることのないよう効果的な設置が望まれる。
特に兵庫県は「日本の縮図」と呼ばれるように、広大なエリアと多様な地域性に富んだ県であり、全県一律の仕組みではなく、市区町村の地域特性やニーズに応じた実践が望まれる。
また、「地域公益活動」の具体的な中身も課題である。国では、「地域公益活動」の内容については、限定して例示しない予定だが、社会福祉法人に提出義務のある「現況報告書」では、地域の単身高齢者等を対象とした「見守り・配食サービス等」「各種相談事業」や、「災害時における各種支援活動」の実施などの項目が列挙されている。いずれの取

り組みも、地域の生活・福祉課題ではあるが、社会福祉法人がこれらを実践していくためには、いくつかの課題もある。
一つには、社会福祉法人の定款に記載されていない事業を行う場合、画一的な制約や過度の行政指導が行われる場合があることだ。また、人員配置基準を超える職員体制が必要となる場合の対応も課題である。
さらに一番のネックとなるのは活動財源だ。地域のニーズは多様であり、制度の狭間の課題も、対象分野・制度ごとに生じている。「地域公益活動」が制度や分野を超えた地域福祉の実践として推進される場合、その財源を横断的・総合的に運用する工夫も求められる。
「福祉で地域づくり」の推進へ
今後、各市町で設置が進められていく「地域協議会」では、既存の組織やその機能を生かして、多様な主体の連携により「地域公益活動」をはじめとした地域福祉の推進を図られるよう、市町の地域福祉計画等への位置付けなど、基盤となる取り組みが前提となる。

また、社会資源の状況は人口規模や地域特性により異なる。そのため、「地域公益活動」の展開にあたっては、地域のニーズや資源をコーディネートし、情報共有しながら、解決に向けた推進方策を検討していくことも必要であり、コーディネーターとしての社協の役割も大きい。
今、まちづくりは福祉抜きには語れない。社会福祉法人はもとより、自治会やまちづくり協議会、民生委員・児童委員、ボランティア、NPOなどが、地域の一員として協働し、「福祉で地域づくり」に取り組む時代が来ている。
2月号で紹介した垂水区社会福祉法人連絡協議会の取り組みでも、福祉施設と災害復興住宅の住民との協働により夏祭りなどが復活し、地域の活性化につながりつつある。
「地域公益活動」は、新しい言葉ではあるが、まさしく「地域福祉」の推進そのものである。社会福祉法人が、他の主体とは違った社会福祉法人らしい役割を再確認し、さまざまな担い手の力を結集していきながら、新しい時代の地域福祉をみんなでつくっていききたい。

